

みのる法律事務所
第 2 3 7 号
平成 2 2 年 1 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實

〒021-0853
岩手県一関市字相去 57 番地 5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950
✉ minoru@minoru-law.com



心をおしはかる



この春、小学校に上がる女の子が時々事務所に遊びに来ています。『**ピンクの本**』を書いた事務員の一人娘です。

いつものように握手を求めたら、手を引っ込めてしまいました。「これは嫌われたかな？」と不安になりました。だが、マスクをしていましたので、「風邪を引いたので、移してはいけないと思ったのかもしれない」と思い直しました。

お母さんに確かめたら、「先生に風邪を移してはいけないから、今日は先生にあまり近付かないように」と家を出るときに注意した、とのことでした。

他人の心をおしはかることは、大変難しいことです。握手を求めたのに、相手が手を引っ込めた場合、「嫌われている」と思うのも無理からぬことです。だが、このように受け取ってしまえば落ち込んでしまいます。自分が落ち込むだけでなく、その相手に対して悪感情が湧いてくることさえあります。

このようなネガティブ（否定的）な受け取り方はしたくないものです。よく、ヤクザなどが「ガンをつけられた」と言って暴力沙汰に及ぶ者がおりますが、これらの者は普段から「自分は他人によく思われていない」という思いを抱いているものですから、目と目が合っただけで、「自分は嫌われている」とか「馬鹿にされている」と、他人の心を悪くおしはかる癖がついているのです。

握手を求めたのに手を引っ込めたのは「風邪を移してはならない」という思いやりであったことを知り、その子が余計に可愛い存在となりました。小学校入学のプレゼントでも贈ってやりたいという気持ちになりました。



他人の心をおしはかるときには、ネガティブ（否定的）ではなくポジティブ（肯定的）な方がよいと思います。つまり、自分に都合のよいようにおしはかった方がよい気がします。

そうすれば、自分がいい気分になれます。また、相手に対しても悪感情は湧かず、むしろ好意が生まれます。人間関係がよい方向に展開していきます。ですから、私達庶民は、他人の心をおしはかるときは都合のよいようにおしはかることがよいのです。そして、それが許されているのです。

平成 2 2 年（2010年）1月 22 日付『週刊法律新聞』の「飛耳長目」と題するコラム欄に、「忖度」という文字が出ていました。どのように読むのでしょうか。また、その意味はどのようなものなのでしょうか。中学校か高校の国語のテストで出題されたような気もしますが、覚えているのでしょうか。

読み方は、「**そんたく**」だそうです。意味は、「忖」も「度」も「はかる」ということで、「**他人の心をおしはかる**」ということだそうです。

週刊法律新聞は、**習近平・中国国家副主席**と**天皇**の特例会見問題を巡り、**小沢一郎・民主党幹事長**が、「(天皇陛下は)会いましょうと必ずおっしゃると思いますよ」と天皇のご意志を推量したことを指摘しています。

さらに週刊法律新聞は、小沢幹事長が自らの政治資金問題に触れて、「**法に触れるようなことをしたつもりはない。国民も理解してくれるはずだ。だからこそ、政権をわれわれに与えてくれたのではないか**」と述べたことを指摘しています。

鳩山首相も、「**小沢氏の問題も私自身の問題も、総選挙前から出ていた話だ。問題があるにもかかわらず、民主党を国民の多くが選んだ**」と発言したことを指摘しています。

小沢幹事長や鳩山首相の天皇や国民の心をおしはかった発言は、週刊法律新聞の表現を借りると、「**見事なまでに都合のいい忖度**」ということになってしまいます。

われわれ庶民が都合のよいように忖度、つまり、他人の心をおしはかることは許されますが、権力の中核にある者には、自分に都合のよいような忖度は許されません。

週刊法律新聞も指摘していましたが、戦前、「**畏多くも**」との前置きをつけ、「**大御心**」を利用して周囲を戦争に導いた過ちを繰り返してはなりません。

戦後の現行憲法下においては、天皇の御心を持ち出す政治家は見られませんでした
が、それを持ち出した小沢幹事長の言葉にはびっくりしました。

天皇の御心を持ち出す政治家は小沢幹事長の他にはいないだろうと思いますが、
「民意」、つまり国民の心を持ち出す政治家は流行となっている昨今です。首相はじめ、あらゆる政治家が「民意はこうだ」とか「民意はそうではない」とか、民意、民意を持ち出しています。民意を忖度しているわけです。

幸い、マスコミが世論調査などをして民意を確認する作業をしていますので、権力
の中核にある者が国民の心をおしはかっていることが本当かどうか確かめることができ
る昨今です。この点については、マスコミの功績は大だと言わざるを得ないところ
です。

私は、「他人の心をおしはかるときは、自分に都合のよいようにポジティブな方が
いい」と一方では言いました。他方では、「自分に都合のよいようなおしはかり方を
すべきではない」と述べました。

この違いは、どこから出てくるのでしょうか。一言で言えば、置かれている立場の
違いだと思います。

われわれ庶民は、他人の心をおしはかるときは、自分に都合のよいようにポジテ
ィブであっていいのです。それが許されているのです。そうした方が全て丸く収まるの
です。

首相や幹事長など権力の中核にある者は、謙虚でなければならないのです。つま
り、控えめでなければならないのです。「自分の考えが天皇の御心に添う」とか、「民
意だ」などという高慢な態度は許されないのです。

同じことをやっても、同じことを言っても、立場が違えば評価が違うということ
を理解してもらうために、私がよく用いる例があります。

フーテンの寅さんみたいな人が、大道で「このワンピースはダイアナ妃が着たもの
だが、今日は5,000円で売る」と言っていたとします。それを買った人がいても、そ
の場合は詐欺罪にはなりません。三越の宝石売り場などで、鍵のかかったガラスのウ
ィンドウにワンピースを飾って、「ダイアナ妃ご着用のワンピース 3,000万円」など
と書いて売り出した場合、実はダイアナ妃が着用したものではなかったということ
であれば、詐欺罪が成立する可能性が高くなります。



同じ物売りでも、フーテンの寅さんみたいな人と天下の三越では、その立場が違う
のです。

このようなことは、他の場合でも数限りなくあります。他人の心をおしはかる場合
でも、その立場によって周囲に与える影響が月とスッポンほど違ってきます。

握手を求めたら手を引っ込めた娘さんのことと、鳩山首相や小沢幹事長が天皇の御
心や民意を忖度したことに對し、週刊法律新聞が的を射たコラムを書いていたことに
刺激され、他人の心をおしはかることの難しさと都合よくおしはかることも立場によ
るということを述べてみました。

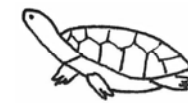


川 柳

局面を 楽しみ乗り切る 釈迦の知恵



平成22年1月1日
青空浮世乃捨



元旦の早朝、ミニミニ体育館を歩きながら考えていました。「今年は、腎不全も進
行し、透析に入らなければならないかもしれない」、「医療過誤事件はじめ、難しい裁
判も胸突き八丁に差し掛かっている」、「長女夫婦、長男、二男も資格試験が待ってい
る」、「これらに対してどのように対応したらいいのだろうか」。

「その局面、局面を楽しめばよい」という思いが浮かんできました。

「局面」とは、囲碁や将棋で勝負の形勢をいうのですが、「物事の成り行き」とい
うことです。ですから、「局面を楽しむ」とは、「成り行きに従って、それを楽し
む」ということになります。

長女の連れ添いに、「今年は人工透析に入るようになるかもしれない」と言ったと
ころ、婿殿は「そうなったときにそれなりの対応をすればよいと思いますので、あま
り考え込まない方がいいのではないのでしょうか」と言ってくれました。この言葉に影
響を受けて、「その局面、局面を楽しめばよい」という思いが浮かんできたのです。

「般若心経」というお経があります。ひろさちやさん（宗教評論家）の『ひろさちやの般若心経88講』によれば、「ざっと3,000ある經典の中で、般若心経は日本で一番多く読まれている經典」だそうです。このお経は短く、300字足らずのもので、それが多くの人に読まれている理由の1つようです。

ひろさちやさんの解説では、「般若心経は、知恵のお経」だそうです。

「知恵」とは、「物事の理^{ことわり}を悟り、適切に処理する能力」です。「理^{ことわり}」とは、「筋道とか当然のこと」です。ですから、何が当然のことかを見極めて、それに対し適切に処理する能力が「知恵」ということになります。

大きな川があります。川のこちらは「此岸^{しがん}」で、川を渡った向こうは「彼岸^{ひがん}」です。仏教では、此岸を「娑婆^{しやば}」と呼びます。娑婆は、迷いと煩惱の世界です。それに対して、彼岸は悟りの世界です。仏教は、私達に迷いと煩惱の此岸を去って、川を渡って悟りの彼岸に到達しなさい、と教えているのだそうです。

般若心経は、そうするための「知恵」を教えているとのこと。

前にもこの事務所便りで何回か述べましたが、お釈迦様の教えは、「㊦、㊧、㊨」に要約することができると述べているのは、ひろさちやさんです。

㊦は「でたらめ」、つまり「物事は全て偶然によって生まれている。だから、神仏を拝んだからといって御利益があるなどということはない。幸せだと思えることも不幸だと思えることも、たまたま出会うものである」というのです。

神様を敬うことは尊いことではあるが、神様を拜んで御利益を得ようなどという考えは無意味であることを悟らなければならない気がします。

㊧は「あきらめ」です。病気が悪化し、死に至ることもあり得ます。そもそも生あるものは必ず死ぬのですから、われわれもいずれ死ぬことになります。このことは諦めなければならないことです。

子供の頃から「死んだ先はどうなるのか」と考えるあまり、ノイローゼ状態になったこともあります。お釈迦様は「考えてもわからないことは考えるな」と教えているそうです。

病気に対する不安は、結局は死に対する不安ということになりますが、お釈迦様は「そのところは考えるな」と教えているのだそうですから、考えない方がよいのか

もしれません。死を考えないということは、逆説的に言うと「いつ死んでもいい」という思いかもしれません。

㊨は「いい加減」、つまり「いい湯加減」、「いい塩加減」ということですが、このことについては、これまで何回かこの事務所便りで述べていますので、今回は省略します。

今回は、お釈迦様の「㊦、㊧、㊨」の教えのうち、㊧の「あきらめ」について、私の考えを述べてみます。

「諦める^{あきら}」とは、「思い切る。仕方がないと断念したり、悪い状態を受け入れたりする」（広辞苑）という意味に解するのが一般的です。ここから受ける印象は、ネガティブ（消極的）なものとなります。

しかし、お釈迦様が「あきらめ」と教えているのはもっとポジティブ（積極的）な意味があると思えてなりません。お釈迦様の教える「知恵」は「物事の理^{ことわり}を悟り、適切に処理する能力」のことであり、「理^{ことわり}」とは「当然のこと」であると述べましたが、当然のことは当然のこととして受け入れ、それを前提に適切に処理することが「知恵」ということになります。「あきらめ」とは、「当然のことは受け入れる」ということになります。

お釈迦様は、「あきらめるところはあきらめ、やれることをやりなさい」と教えているのだと思います。「やれることをやる」という意味で、極めてポジティブなのです。

われわれは、残念ながら必ず死ぬのです。それは当然のことなのです。死を受け入れた上で、適切な処理、つまり適切な生き方を考えなければならないのです。言い方を変えれば、「どう生きるか」ということは、「どう死ぬか」ということと同じです。

死ぬことを受け入れ、透析も受け入れ、事件解決が難しくなることを受け入れ、子供達が資格試験に合格しない場合を受け入れ、その局面、局面で知恵を絞り、適切に処理していくことを楽しんでやろうという覚悟ができました。

そこで、**局面を 楽しみ乗り切る 釈迦の知恵** という駄作が生まれました。

今年もよろしく願いいたします。合掌!!





新刊書のご案内

『法律事務所の事務員が答えた本 ～借金問題で悩んでいる方のために～』



前々号（第235号）でも紹介しましたが、『**ピンクの本**』が発刊されました。ご案内させていただきます。

『**法律事務所の事務員が答えた本 ～借金問題で悩んでいる方のために～**』という本です。著者は、**みのる法律事務所の事務員・千葉美智**さんです。イラストは、**東京歯科大学講師・遠藤隆行**先生に書いていただきました。監修は私がさせていただきました。自画自賛となりますが、法律の本とは思えないほど優しい本となりました。

内容は極めてわかりやすいものとなっています。借金問題で悩んでいる方が知りたいと思う問題点に端的に答えています。難しい理屈は抜きにして、「このような場合はこうなる」ということが一目でわかるようになっていると自負しています。誰でも理解できるものです。

この事務所便りをお読み下さっている皆様ご自身は借金問題で悩んでいるということはないものと思いますが、皆様の周りにも身内、従業員、知人、友人など、借金問題で悩んでいる方は大勢おられるだろうと思われれます。それらの方より相談されることも多くある気がします。それが昨今の世相です。

そこで、皆様の身の回りにそのような方がおられましたら、この本を是非とも読ませてあげて下さるようお願いする次第です。説明する手間が省けるはずですよ。

「**購買申込書**」を同封しますので、なるべくたくさんご購入の上、1人でも多くの方に読んでいただけるよう格別のご尽力をお願い申し上げます。

この本を出す理由

弁護士事務所の事務員をしていると、多くの方から色々な御質問を受けます。事務所に見えた方から聞かれることもありますし、電話で聞かれることもあります。その都度弁護士の指示を受けてお答えしています。私達事務員だけの判断でお答えすることはありません。

皆さんが事務員に聞く御質問の内容は、ほぼ共通しています。弁護士から「いつも皆さんからどんなことを聞かれ、どんなふうに答えているか、まとめてみてはどうか」と言われました。何度も同じようなことを聞かれ、同じような答えを繰り返してききましたので、弁護士は「一度まとめてみたらどうか」と言われたのです。

法律事務所を訪ねる方や電話を入れる方は、夫々悩みを抱えています。難しい法律問題だけではなく、素朴な疑問を持っている方も多くいます。多忙で事務所を留守にしがちな弁護士に代わって、そのような質問にお答えしなければならぬ

場合もあります。そのような体験をベースに「法律事務所の事務員が答えた本」を書いてみることにしました。まず今回は、私が今最も相談の多い「借金問題で悩んでいる方」のための質問と答えをまとめてみました。

離婚問題で悩んでいる方、親権者問題で悩んでいる方、相続問題で悩んでいる方、交通事故問題で悩んでいる方、土地問題で悩んでいる方等、色々な悩みを抱えている方が大勢います。そのような方のために、事務員のレベルで説明できる範囲のパンフレットのな本を出してみたいと考えています。本書はその第一弾です。

弁護士資格のない事務員にすぎない私が勝手に判断して説明する事はありません。全て弁護士の指示に従ってなしています。この本も、弁護士に全てチェックしてもらい監修してもらいました。

平成21年11月23日
著者 千葉美智

<p style="text-align: center;">20 </p> <p>問27 破産手続開始申立をしたら、今の仕事は辞めなければなりませんか。</p> <p>答 辞める必要はありません。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>問28 破産手続開始申立をしたら、職場にそのことが知られませんか。</p> <p>答 知られません。</p>	<p style="text-align: center;">21 </p> <p>問29 破産手続開始申立をしても、年金をもらうことはできませんか。</p> <p>答 できます。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>問30 年金は差し押さえられたりしないのでしょうか。</p> <p>答 年金自体は差押えができません。しかし、年金が預金口座に入っていると、その預金が差し押さえられる可能性があります。</p>
---	--